

格付けの決定に係る業務委託先選定にかかる審査基準

| 評価内容 | | 評価点 |
|------------|--|-----------------|
| 評価項目 | 評価事項 | |
| 1 格付けの中立性 | 格付け与先の状況や国内外の動向等を適切に把握し、中立性の高い格付けを実施しているか。(社内体制、格付けの意思決定に係るプロセス等) | 15 |
| 2 情報発信の取組み | 決定した格付けを適時・適切に情報発信しているか。幅広い投資家に伝わる方法で情報発信しているか。(レポートの作成、自社HPやメディアの活用等) | 15 |
| 3 業務実績 | 発行体格付け(依頼格付け)の付与実績数 ・国内事業者向け ・海外事業者向け ・自治体向け | 各10点 (30点満点) |
| 4 格付評価体制 | 自治体向け格付業務に配置されている人員及び能力(経験、資格等) | 20 |
| 5 事務手続き | 格付け与までの事務手続きのスケジュール及び本市事務負担 発行体格付け及び既発債債券格付けの令和3年6月末までの対応可否 | 10 |
| 6 見積及びその内訳 | | 10 |
| 合計 | | 100 |

【採点基準】

- ※1～2の各項目の評価点 15点:非常に優れている 12点:優れている 9点:普通 6点:やや劣っている 3点:劣っている
- ※項目3の評価点 10点:非常に優れている 8点:優れている 6点:普通 4点:やや劣っている 2点:劣っている(格付け与先毎に採点)
- ※項目4の評価点 20点:非常に優れている 16点:優れている 12点:普通 8点:やや劣っている 4点:劣っている
- ※項目5の評価点 10点:非常に優れている 8点:優れている 6点:普通 4点:やや劣っている 2点:劣っている
- ※項目6の評価点 10点:最低価格, 最低価格から5%増額毎に△1点(9点:5%以上10%未満, 8点:10%以上15%未満 … 1点:50%以上)
- ※評価点の合計が50点以上、かつ1～5の各項目において最低評価(劣っている)がない者を契約締結対象となる最低基準とする。

【採点体制】

財政課長, 財政課財政調査担当課長, 財政課調査係長, 財政課格付担当者を評価者とする。